

資料 1

「岡山県精神科医療センター第4期中期目標」（素案）に対する意見について

令和3年8月12日(木)～9月13日(月)までの間、「岡山県精神科医療センター第3期中期目標」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリックコメント）により、ご意見を募集したところ、次の3件が寄せられた。

1 第1 基本的な役割（1件）

番号	意見の要旨	県の考え方
1	基本的な役割の項で「公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、及び幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする」とされているが、抽象的表現で分かりにくい。どのようにもとれ、具体性に欠けるのではないか。	中期目標の「第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」以降に、基本的な役割を実現するため、取り組むべき項目の方向性を記述しています。

2 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項（2件）

番号	意見の要旨	県の考え方
2	患者の尊厳を重視した医療の提供の項で「法令等の遵守はもとより、個人情報の保護に配慮しながら、情報開示に積極的に取り組むこと。」とされているが、情報開示はより慎重に行うべきだ。	この項では、患者本人に対する情報開示であることを明確にするため、次のとおり修正します。 「法令等の遵守はもとより、 <u>患者や家族等への情報開示に積極的に取り組むこと。</u> 」 なお、第三者への情報公開に関しては、個人情報の保護に配慮し、慎重に行うこととしております。
3	医療安全対策の徹底・検証の項で「医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること」とされているが、全体的に政府の答弁のように具体性に欠ける。例示の提案や住民との関係性をどう取り扱うかも記述がある方がよい。	お寄せいただいたご意見は参考にさせていただきます。 なお、医療安全対策の徹底・検証における具体的な内容については、今後、法人が策定する第4期中期計画の中で記述します。

新旧対照表

第4期中期目標（案）	※ 下線：今回見直し箇所	第3期中期目標の総括について 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第2期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。	第4期中期目標（案）	第3期中期目標について 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第2期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。
第1 基本的な役割 「岡山県保健医療計画」「岡山県障害福祉計画」等に基づき、公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、及び幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。	第2 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。	公立病院として、心神喪失者等医療觀察法に基づく司法精神入院検査を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児（者）に対する治療の充実など、高い専門性を發揮するとともに、「依存症対策総合支援事業」「難治性精神疾患地域移行促進事業」「子どもの心の診療ネットワーク事業」等を受託し、先進医療普及の一翼を担っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院との連携を強化するとともに、24時間365日の救急対応を実施し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。	第1 基本的な役割 「岡山県保健医療計画」「災害拠点精神科病院」の指定を受け、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化及び技能維持に努めている。	公立病院として、心神喪失者等医療觀察法に基づく司法精神入院検査を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児（者）に対する治療の充実など、高い専門性を發揮するとともに、「依存症対策総合支援事業」「難治性精神疾患地域移行促進事業」「子どもの心の診療ネットワーク事業」等を受託し、先進医療普及の一翼を担っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院との連携を強化するとともに、24時間365日の救急対応を実施し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。
第2 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。	第2 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。	また、地域の医療や福祉・行政等の関係機関と積極的に連携し、入院医療から地域移行・地域定着の取組を推進した。	また、地域の医療や福祉・行政等の関係機関と積極的に連携し、入院医療から地域移行・地域定着の取組を推進した。	第1 基本的な役割 「岡山県保健医療計画」「災害拠点精神科病院」の指定を受け、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化及び技能維持に努めている。

第4期中期目標(案)	※ 下線: 今回見直し箇所	第4期中期目標(案)
<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の發揮 ①政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②重点的に取り組む医療 入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指すこと。 で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。 また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。</p> <p>災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の中心的な役割を果たすこと。</p> <p>③県内の精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。 また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。 さらに、遠隔診療などICTの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。</p>	<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮 ①政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②重点的に取り組む医療 入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指すこと。 で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。 また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。</p> <p>災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の中心的な役割を果たすこと。</p> <p>③県内の精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。 また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。 さらに、遠隔診療などICTの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。</p>	<p>第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。</p> <p>1 精神科医療の中核病院としての役割の発揮 ①政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進 精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。</p> <p>②重点的に取り組む医療 入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指すこと。 で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。 また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。</p> <p>災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の中心的な役割を果たすこと。</p> <p>③県内の精神科医療水準の向上 精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。 また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。 さらに、遠隔診療などICTの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。</p>

第4期中期目標（案）

※ 下線：今回見直し箇所

第4期中期目標（案）		第4期中期目標（案）
<p>④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こちらのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。</p>	<p>2 患者の尊厳を重視した医療の提供</p> <p>精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。</p> <p>そのため、法令等の遵守はもとより、患者や家族等への情報開示に積極的に取り組むこと。</p>	<p>④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及</p> <p>地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こちらのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。</p> <p>2 患者の尊厳を重視した医療の提供</p> <p>精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。</p> <p>そのため、法令等の遵守はもとより、個人情報の保護に配慮しながら、情報開示に積極的に取り組むこと。</p> <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>①医療水準の向上</p> <p>大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に対応できること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。</p> <p>②医療安全対策の徹底・検証</p> <p>医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。</p> <p>4 患者の自立と社会参加への取組の強化</p> <p>①地域移行・生活支援のための体制整備</p> <p>「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるとともに、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、地域移行に向けた支援、及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制の整備を行うこと。</p>

第4期中期目標 (索)	※ 下線：今回見直し箇所	第4期中期目標 (素案)
②地域医療連携の強化	患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。	②地域医療連携の強化 患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。
③在宅医療充実のための体制整備	精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化することとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトソーシング等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。	③在宅医療充実のための体制整備 精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化することとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトソーシング等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。
第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項	地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不斬の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。	第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不斬の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。
第5 財務内容の改善に関する事項	公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。	第5 財務内容の改善に関する事項 公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。
第6 その他業務運営に関する重要事項	公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。	第6 その他業務運営に関する重要事項 公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。
1 施設及び医療機器の整備に関する計画	医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。	1 施設及び医療機器の整備に関する計画 医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

第4期中期目標（索）	※ 下線：今回見直し箇所	第4期中期目標（素案）
2 適正な就労環境の整備と人事管理 職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。		2 適正な就労環境の整備と人事管理 職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。
3 情報管理の徹底 職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。		3 情報管理の徹底 職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。

(案)

令和3年10月4日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

岡山県地方独立行政法人評価委員会
委員長 萩 原 邦 章

意 見 書

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第4期中期目標（案）について、
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25
条第3項に基づく岡山県地方独立行政法人評価委員会の意見は次のとおりであ
る。

記

法第25条第1項の規定に基づき設立団体の長が定める中期目標について
は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター中期目標（案）のとおり定
めることが適当である。

以上

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター第4期中期目標（案）

第3期中期目標の総括について

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターは、第2期中期目標期間に引き続き、理事長の強いリーダーシップのもと、職員一丸となって地方独立行政法人制度の特長を十分にいかし、機動的・戦略的な運営体制のあり方を追求し、改革を継続している。

公立病院として、心神喪失者等医療観察法に基づく司法精神入院棟を運営し、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児（者）に対する治療の充実など、高い専門性を發揮するとともに、「依存症対策総合支援事業」「難治性精神疾患地域移行促進事業」「子どもの心の診療ネットワーク事業」等を受託し、先進医療普及の一翼を担っている。また、身体・精神合併症患者への適切な支援を行うため総合病院との連携を強化するとともに、24時間365日の救急対応を実施し、精神科救急医療の中心的な役割を担うなど、積極的に使命を果たしている。

さらに、令和2年3月に「災害拠点精神科病院」の指定を受け、平時から災害派遣医療チーム（DMAT）等関係機関との連携強化及び技能維持に努めている。

また、地域の医療や福祉・行政等の関係機関と積極的に連携し、入院医療から地域移行・地域定着の取組を推進した。

第1 基本的な役割

「岡山県保健医療計画」「岡山県障害福祉計画」等に基づき、公立病院として、健全な運営の下で、より高いレベルでの精神科医療を実現すること、及び幅広く関係機関との連携を進め、精神保健、医療、福祉、教育環境の整備を図ることを基本的役割とする。

第2 中期目標の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県民のための病院であることを常に意識し、県民が必要とする良質な医療を提供するため、次に掲げる項目について取り組むこと。

1 精神科医療の中核病院としての役割の發揮

①政策的医療（公的医療機関に求められる医療）の推進

精神科医療の中核病院として、良質で高度な精神科医療を提供し、精神科救急医療、心神喪失者等医療観察法や新たな感染症への対応などの政策的医療の推進に努めること。

②重点的に取り組む医療

入院医療から地域生活への移行と定着を促進する精神医療を目指す中で、急性期を中心とした精神科医療領域の医療連携体制を確保すること。また、あらゆる領域の精神科医療に取り組む中で、児童・思春期精神疾患や発達障害、治療抵抗性のある患者への対応、依存症への対応など、専門的な領域において、高度で先進的な医療提供体制の一層の充実に努めること。

災害など重大な危害が発生した場合には、災害拠点精神科病院として、県が実施する災害対策に協力し、必要な精神科医療を提供するため、持続可能な危機管理体制を整備するとともに、「災害派遣精神医療チーム（D P A T）」の中心的な役割を果たすこと。

③県内の精神科医療水準の向上

精神科医療従事者研修、医療・研究機関と連携した調査・研究、関係機関への助言等を率先して行うとともに、精神科臨床研修を通じ、専門性が高い精神科医の養成に取り組むなど、県内の精神科医療水準の向上を図ること。

また、精神科救急や自殺対策を含むうつ病対策、身体疾患を有する精神障害者、高齢の精神疾患患者への対応などにおいて、外来・デイケア・訪問支援等の体制の充実を図るとともに、他の入院医療機能、在宅医療機能との連携を行い、必要な人材の確保を行うこと。

さらに、遠隔診療などＩＣＴの利活用を進め、精神科医療の向上に寄与すること。

④精神科医療及び精神保健福祉に関する知識の普及

地域に開かれた病院として、精神疾患や精神障害者に対する県民の理解を深めるため、医療の提供だけでなく、幅広く普及啓発に取り組み、こころのバリアフリーを推進し、お互いが人としての尊厳を認め、支え合う社会の実現に向けて寄与すること。

2 患者の尊厳を重視した医療の提供

精神科医療においては、特に、患者の権利が尊重され、侵害されないように最大限の配慮を行う必要がある。

そのため、法令等の遵守はもとより、患者や家族等への情報開示に積極的に取り組むこと。

3 医療の質及び安全の確保

①医療水準の向上

大学病院等との連携により診断と必要な医療の提供を行うこと。また、医療ニーズや医療環境の変化に迅速に対応できるよう医師をはじめ優れた医療従事者の確保、養成に努めること。さらに、公立病院として、高度化した医療に対応するとともに、精神・神経疾患の治療等に対する中心的な機能を果たし、精神科医療水準の向上を図ること。

②医療安全対策の徹底・検証

医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療環境を提供するため、医療安全対策を徹底するとともに、その実施効果について検証に努めること。

4 患者の自立と社会参加へ向けての取組の強化

①地域移行・生活支援のための体制整備

「入院医療中心から地域生活中心へ」の改革をさらに進めるため、入院医療の質の向上を図り退院促進に取り組むこと。また、地域移行に向けた支援、及び生活を支える医療・福祉サービスと連携するための体制の整備を行うこと。

②地域医療連携の強化

患者がより適正な医療を受けられるよう、精神科医療機関との連携にとどまらず、地域の医療機関との病診・病病連携の更なる推進を図ること。

③在宅医療充実のための体制整備

精神障害のある人が地域の中で主体的に安心して暮らせるよう、医療・保健・福祉の関係者による切れ目のない支援を行う必要があることから、居住支援関係者も含めた関係機関との重層的な連携を強化するとともに、通所サービスだけでなく、訪問診療や訪問看護など、多職種によるアウトリーチ等、在宅医療充実のための体制整備に取り組むこと。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の趣旨を十分に生かして、時代の要請に応じた病院機能の見直しなど、柔軟かつ効率的に、長期的な視点に立った病院経営戦略を構築するとともに、自己決定・自己責任による業務運営の不断の見直しを行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。

第5 財務内容の改善に関する事項

公立病院としての使命を果たしていくための経営基盤を強化できるよう、業務運営の改善及び効率化をさらに徹底することにより、中期目標期間中の財務内容の充実を図ること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

公立病院として継続的に医療を提供できるよう、次に掲げる項目について計画的に実施すること。

1 施設及び医療機器の整備に関する計画

医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案し、施設及び医療機器の整備を適切に実施すること。

2 適正な就労環境の整備と人事管理

職員が充実感を持って働くことができるよう、日常業務の質の向上を図るとともに、定期的に職員のヘルスケアを実施するなど、就労環境の整備に努め、また、職員の業務能力を的確に反映した人事管理に努めること。

3 情報管理の徹底

職員一人ひとりが個人情報等を保護することの重要性を認識し、その管理を徹底させること。

地方独立行政法人法（抜粋）

(平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬ。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2・3 略

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

<参考>

今後のスケジュール（予定）

令和3年11月	議案提出（中期目標を定めることについて）
12月	中期目標の決定・指示・公表
令和4年 2月	議案提出（中期計画の認可について）
3月	知事が認可